

臼杵市本人通知制度登録申請書

受付印

(あて先)臼杵市長

裏面に記載の注意事項に同意のうえ、臼杵市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登 録 者	[申請年月日] 令和 年 月 日	[通知対象] ☐ 住民票 ☐ 戸籍 ☐ 附票
	[フリガナ]	[生年月日]
	[氏名]	年 月 日
	[住所] 〒	TEL :
	[本籍] (国籍)	筆頭者 :

※代理人による申請の場合は、次の欄に記入してください。

代 理 人	[代理人区分] ☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ 任意代理人	
	[フリガナ]	[生年月日]
	[氏名]	年 月 日
	[住所] 〒	TEL :
	[通知送付先] ☐ 登録者本人の住所 ☐ 法定代理人の住所	

注1: 裏面に記載の注意事項をお読みのうえ、各欄の必要項目を選択・記入してください。

注2: 申請の際は次の書類を提出、または提示してください。(省略できる場合もあります。)

- (1)申請者が本人であることを証明する書類(旅券、運転免許証等)
- (2)法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3)任意代理人による申請の場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

※事務処理欄

[登録日] 令和 年 月 日 ※受付日の翌開庁日		
確 認 事 項	[対象住所] ☐ 住民票 ☐ 除票 ☐ 無	☐ 「申請者欄」住所と同じ ☐ 下記のとおり 臼杵市(野津町)大字 世帯主 :
	[対象本籍] ☐ 現戸 ☐ 従前 ☐ 無	☐ 「申請者欄」本籍と同じ ☐ 下記のとおり 臼杵市(野津町)大字 筆頭者 :
	摘 要	☐ 本人控渡し済み / ☐ 送付先の住所確認済み

本人確認	受付	審査	名簿記載	システム処理		登録No.
免許・旅券・個力・在留・身障・健保 聴聞・他() 【 】	☐ 本人確認	☐ 公簿確認	☐ 登録	☐ 住基 システム・メモ	☐ 戸籍 システム・ふせん	

代理権確認 [任意]: 委任状
[法定・本人等]: 戸籍謄本・住民票・後見登記事項証明書・同一戸籍・同一住所

様

【登録受付】 令和 年 月 日
【申請者】 ☐ 本人等（本人・同一世帯・同一戸籍）
 ☐ 法定代理人（親権者・後見人）
 ☐ 任意代理人
【通知対象】 ☐ 住民票 ☐ 戸籍 ☐ 附票

臼杵市 本人通知制度に関する注意事項

- ① この制度は、本申請により登録をした人(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等を第三者(本人等の代理人、本人等以外の個人や法人など)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

- 「本人等」とは「本人や本人の家族等」をいいます。
◎住民票関係においては、本人及びその同一世帯の方となります。
◎戸籍関係においては、本人・配偶者・同じ戸籍に記載されている方並びにその直系尊属及び卑属の方となります。

- ② 第三者へ登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録内容に基づく送付先へ「住民票の写し等交付本人通知書」(以下、通知書という。)を送付します。

- 法に基づく公用請求の場合は通知対象外となります。
◎第三者の定義には、国または地方公共団体の機関からの請求による場合を含みません。また、市長が特別な請求と認めた場合は通知対象外です。

- ③ 通知書でのお知らせ事項は次のとおりです。

- ◆交付年月日
- ◆交付した住民票の写し等の種別及び通数・件数
- ◆交付請求者の種別(本人等の代理人・それ以外の第三者)

- 交付請求者の氏名及び住所については通知できません。
◎個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことが出来ませんが、請求が認められた場合においても、当該規定により公開できる情報が制限される場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ④ 本制度の登録期間は、申請による登録日から永年となります。

- ⑤ 戸籍の届出や住所異動などにより登録内容に変更が生じた場合や、登録廃止したいときは、本制度に係る登録内容変更もしくは廃止の届出が必要です。ただし、臼杵市の住民票・戸籍・戸籍の附票により変更の事実が確認できる場合は不要です。

- 本制度は市町村ごとに独自で行っている取扱のものです。
◎登録内容に関して変更があった場合、他市町村や戸籍システム等との連携により自動的に更新・移行されるものではありません。そのため、変更の届出がない場合は通知不能となりますのでご注意ください。

- ⑥ 次の項目に該当するときは、原則として登録廃止となります。

- ◆死亡や居所不明等により住民票が消除されたとき
- ◆登録内容相違による通知不着など、市長が特に必要と認めたとき
- ◆虚偽の申請による登録があることがわかったとき

- ⑦ 登録に必要な場合、戸籍等の調査をすることがありますのでご了承ください。